特定公共賃貸住宅入居者募集のご案内

◆特定公共賃貸住宅◆

この住宅は、中堅所得のご家族向けに倉敷市が供給している賃貸住宅です。地域の多様な賃貸住宅の需要にお応えするとともに、生活の向上と安定を図ることを目的としています。

◆募集団地◆

- 中庄団地21-6棟(H11年度建設、3DK)
- 最新の空き状況は、倉敷市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

◆申込受付方法◆

- ・随時、申込受付をしています。
- ・倉敷市営住宅管理センターへ申込書類を提出してください。 (必要書類については、7~9ページをご覧ください。)
- 毎月10日を申し込み締切日とし、申し込み翌月の1日が入居可能日となります。
- ・申込者数が募集戸数を上回った場合には、抽選により入居者を決定します。

◆注意事項◆

- 書類の完備していない申込書は受付できません。
- ・必要書類は本人又は入居される家族の方が、直接持参してください。 (郵送によるお申し込みは受付できません。)

入居案内書配布及び受付場所

倉敷市営住宅管理センター(倉敷市営住宅等指定管理者)

〒710-0055 倉敷市阿知1丁目7-2 くらしきシティプラザ西ビル6階

TEL: 086-430-0109 FAX: 086-430-0115

ホームページ https://www.kurashikishieijutaku.jp/

月~金曜日 8:30~17:30 (休日:土•日•祝•年末年始)

◆特定公共賃貸住宅募集物件の概要

中庄団地21-6棟



【外観】中庄団地 21-6 棟

※間取り、家賃は、部屋ごとに異なります。

お申し込みの際には、倉敷市営住宅管理センターまで 最新の空き状況をお問い合わせください。

●所在地・戸数: 倉敷市中庄団地 21番・全8戸

●竣工年度:平成11年度

●構造・規模:鉄筋コンクリート造・4階建

●専有面積:76.7㎡~77.8㎡

●エレベーター:なし

●浴槽・給湯器:浴槽・ガス給湯器(3ヶ所給湯)設置済

●家賃:59,000円~60,200円

●敷金:家賃2ヶ月分

●駐車場:1台(使用料は家賃に含む)

●交通:JR 山陽本線「中庄駅」徒歩34分

下電バス「中庄団地東」徒歩1分

●学区:倉敷市立中庄小学校、倉敷市立倉敷北中学校

●その他:都市ガス、上下水道

●地図



●室内等写真

①302号室DK



②浴室



目 次

●申し込みから入居まで	1
●申し込み(入居)資格について	2
●申し込み時の注意事項	2
●申し込み及び入居決定の無効・失格等	3
●月額所得の計算方法について	3
●月額所得額の計算例について	4
●月額所得の計算表	5
●申し込み(資格審査)に必要な書類について	7
●抽選会及び抽選方法について1	0
●優遇抽選について1	0
●入居手続きについて1	1
● 入居後の注意事項について 1	1

申し込みから入居まで

必ず次のスケジュールを確認のうえ、お申し込みください。

◆特定公共賃貸住宅の入居者募集スケジュール表

	手続事項	手続時期等	注意事項
1	申込受付	【申込受付期間】 随時、受付を行います。 ※毎月10日が申込締切日です。 ※申込締切日が営業時間外の場合は 翌営業日が締切日となります。 【申込受付時間】 平日:8:30~17:30 【申込受付場所】 倉敷市営住宅管理センター 倉敷市阿知1-7-2(西ビル6階)	●申込受付時に書類確認を行いますので、郵送による申し込みは受付できません。
2	申し込み(入居) 資格等の確認	【資格審査について】 申し込み時に必要書類を提出して いただき、入居資格についての審査 を行います。	●必要書類については、7~9ページをご覧ください。●審査基準日は申込締切日となります。
3	抽選会	【抽選について】 申込者数が募集戸数を上回った場合、抽選にて入居者を決定します。 ※抽選会日時・開催場所は申し込み 時にお伝えします。	●抽選会日時は、概ね毎月15日頃です。
4	入居決定通知	抽選会後に入居決定を行います。	●書面にて郵送でお知らせします。
5	入居説明会	【入居説明会について】 指定した日時に行います。(入居決定 後、案内を送付します。)	●入居手続き(敷金の支払い・カギ渡し)及び家賃の納付方法等の説明を行います。●詳細については、募集案内の「入居手続きについて」をご参照ください。
6	入 居	【入居予定日】 毎月1日が入居予定日です。 入居予定日以降の入居となります。	

申し込み (入居) 資格について

倉敷市特定公共賃貸住宅に申し込みされる方は、資格審査日(申込締切日)に、<u>次の1から</u>6のすべての項目に該当していることが必要です。

1. 申込者本人の住所又は勤務場所が倉敷市内にある方、又は新たに市内に居住することが必要と認められる方で成人の方

2. 入居資格収入基準に合致する方

- ・入居する同居家族全員の月額所得が 158,000 円以上 487,000 円以下であること ※災害により住宅を失われた方は、別途ご相談ください。
- 3. 自ら居住するため住宅を必要とする方
 - 持家(共有名義も含む)のある方等は、原則として申し込みできません。

4. 現に同居し又は同居しようとする親族等のある方

- (1) 親族等には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方、婚約者、 里子及び倉敷市パートナーシップ宣誓制度による宣誓書等が倉敷市に受領された方も含みます。ただし、 内縁関係の方については、戸籍謄本等で他に婚姻関係のないことを確認できる方に限ります。
- (2)婚約中に申し込みをされる場合は、入居説明会までに、入籍したことを証明する戸籍謄本を提出でき、 入居予定日に同居できる方に限ります。
- (3) 単身世帯及び友人等の寄り合い世帯等で申し込むことはできません。
- 5. 申込者(同居又は同居しようとする親族等を含む。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員でないこと

6. 連絡先のある方

- 入居時の連絡先として、次の要件を満たす方の記入をお願いしています。
 - ① 入居者の親族で、岡山県内に居住している方が望ましい。
 - ② ①が岡山県外の場合、入居手続きの際には2人目も記入いただきます。なお、2人目を記入される場合は、親族以外の方でも結構です。

申し込み時の注意事項

次の事項に注意して、お申し込みください。

- 1. 年齢については、資格審査日(申込締切日)時点の年齢で確認します。
- 2. 必要事項の記入内容に虚偽や誤りがあった場合は、受付できません。
- 3. 申込書提出後、記載事項の変更はできません。
- 4. 申込書提出後、出生、死亡以外の理由による家族数の増減はできません。
- 5. 申込書受付後、入居資格について、必要に応じて市町村及び勤務先、所轄の警察署長等に照会することがあります。

申し込み及び入居決定の無効・失格等

次のような場合は、申し込みを無効とします。また、申込受付を行った後でも失格となります。

- 1. 申し込み(入居)資格がない場合
- 2. 申込書、その他の必要書類に虚偽の記載があった場合
- 3. 家族を不自然に分割又は不自然にあわせて申し込みをした場合
- 4. 次の事項に該当する場合は、入居決定が取り消されます。
- (1) 入居決定者が入居を辞退した場合
- (2) 入居決定者が指定期日までに必要書類を提出されなかった場合
- (3) 婚約中に申し込みをした後、婚約者が変わった場合や婚約を解消した場合
- (4) 申込書に記載された入居予定者が指定期日(入居可能日から 15 日以内) までに入居できなかった場合
- (5) 入居手続時の必要条件を満たせなかった場合
- (6) 申し込み後に、申込書に記載の入居予定者を変更した場合(ただし、出生等の場合は除く)

月額所得の計算方法について

資格審査に用いる月額所得の求め方は次の通りです。

(月額所得) = (世帯の年間総所得金額の合計-控除金額の合計)÷12か月

- 資格審査では、審査基準日から過去1年間の総所得金額について審査します。
- ・次のような収入は、月額所得の算定に用います。国民年金、厚生年金、年金基金、恩給、各種共済年金及び配当金等
- ・次のような収入は、月額所得の算定に用いません。生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、遺族年金及び障がい年金、仕送り等
- ・就職後、1年に満たない場合、次の計算式で年間総収入金額を算定します。 (計算式)

就職後得た収入(1月未満の収入は切り捨て)- 賞与就職後の月数(1月未満は切り捨て)

※月額所得の求め方の詳細については、5~6ページをご覧ください。

月額所得の計算例について

例(1) 2人家族で申し込む場合

申込本人 : 給与 、31歳、年間総収入額 4,320,000円

妻(婚約者) :無収入、30歳、年間総収入額 0円

■申込本人の年間総所得金額算出

4,320,000 円÷4=1,080,000 円

1,080,000 円×4×0.8-440,000 円=3,016,000 円

●控除額の算出

親族控除 380,000 円×1 人=380,000 円

特別控除 100,000 円×1 人=100,000 円

◆月額所得の算出

(3,016,000 円-380,000 円-100,000 円) ÷12 ヶ月

=211,333円

⇒入居収入基準を満たす

例(2) 3人家族で申し込む場合

申込本人:給与 、41歳、年間総収入額 3,330,000円

妻 : パート、40歳、年間総収入額 1,100,000円

子 :無収入、14歳、中学2年生、扶養親族

■申込本人の年間総所得金額算出

3,330,000 円÷4=832,500 円 改め 832,000 円 832,000 円×4×0,7-80,000 円=2,249,600 円

■妻の年間総所得金額算出

1,100,000 円-550,000 円=550,000 円

●控除額の算出

親族控除 380,000 円×2 人=760,000 円

特別控除 100,000 円×2 人=200,000 円

◆日額所得の質出

(2,249,600円+550,000円-960,000円) ÷12ヶ月

=153,300円

⇒158,000 円未満のため、入居収入基準を満たさない

例(3) 年金所得者がいる場合

申込本人:給与 、38歳、年間総収入額 3,950,000円

子 :無収入、14歳、中学2年生、扶養親族

母 : 年 金 、68 歳、年金収入 1,550,000 円

■申込本人の年間総所得金額算出

3,950,000 円÷4=987,500 円 改め 987,000 円 987,000 円×4×0.8-440,000 円=2,718,400 円

■母の年間総所得金額算出

1,550,000 円-1,100,000 円=450,000 円

●控除額の質出

親族控除 380,000 円×2 人=760,000 円

ひとり親 350,000 円×1 人=350,000 円

特別控除 100,000 円×2 人=200,000 円

◆月額所得の算出

=154,866円

(2,718,400円+450,000円-1,310,000円)÷12ヶ月

⇒158,000 円未満のため、入居収入基準を満たさない

例(4) 2人とも年金他所得がある場合

申込本人:給与、70歳、年間総収入額 3,100,000円

11 : 年金、年金収入 1,550,000円

: 年金、68 歳、年金収入 1,500,000 円

■申込本人の年間総所得金額算出(給与)

3,100,000 円÷4=775,000 円

775.000 PX4X07-80.000 P=2.090.000 P

■申込本人の年間総所得金額算出(年金)

1,550,000 円-1,100,000 円=450,000 円

事の年間総所得金額算出

1,500,000 円-1,100,000 円=400,000 円

●控除額の算出

親族控除 380,000 円×1 人=380,000 円

特別控除 100,000 円×2 人=200,000 円

◆月額所得の算出

(2,090,000 円+450,000+400,000 円-580,000 円)

÷12ヶ月=196,666円

⇒入居収入基準を満たす

月額所得の計算表

所得者が複数の場合は、それぞれの計算結果を合計してください。

1. 年間総所得金額の計算(給与所得者の場合)

年間総収入金額(税込)	年間総所得金額の計算式
551,000 円未満	年間総所得金額 = 0円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 — 550,000円 = 年間総所得金額
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間総所得金額 = 1,069,000円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間総所得金額 = 1,070,000円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間総所得金額 = 1,072,000円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間総所得金額 = 1,074,000円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	A × 4× 0.6 + 100,000 円 = 年間総所得金額
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	A × 4 × 0.7 - 80,000 円 = 年間総所得金額
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	A × 4 × 0.8 - 440,000 円 = 年間総所得金額
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円 = 年間総所得金額
10,000,000 円以上	年間総収入金額 × 0.95 - 1,700,000 円 = 年間総所得金額

A 年間総所得金額

円

※ A (算出金額): 収入金額を 4 で割り、小数点以下の端数を切り捨てたもの

2. 年間所得金額の計算(事業所得者の場合)

年 間 総 収 入 金 額 一 税 法 上 の 必 要 経 費 ニューニュー

B 年間総所得金額

円

3. 年間所得金額の計算(公的年金所得者の場合)

(1) 65 歳未満の人

年間総収入金額(税込) 年間総所得金額の計算式	
600,000 円以下	年間総所得金額 = 0円
600,001 円以上 ~ 1,300,000 円以下	年間総収入金額 - 600,000円 = 年間総所得金額
1,300,001 円以上 ~ 4,100,000 円以下	バ × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
4,100,001 円以上 ~ 7,700,000 円以下	バ × 0.85 - 685,000円 = 年間総所得金額
7,700,001 円以上	バ × 0.95 - 1,455,000円 = 年間総所得金額

(2) 65歳以上の人

年間総収入金額(税込)	年間総所得金額の計算式
1,100,000 円以下	年間総所得金額 = 0円
1,100,001 円以上 ~ 3,300,000 円以下	年間総収入金額 — 1,100,000円 = 年間総所得金額
3,300,001 円以上 ~ 4,100,000 円以下	バ × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
4,100,001 円以上 ~ 7,700,000 円以下	// × 0.85 — 685,000 円 = 年間総所得金額
7,700,001 円以上	バ × 0.95 - 1,455,000円 = 年間総所得金額

C 年間総所得金額

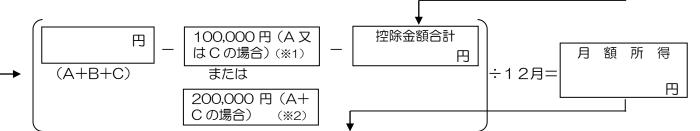
円

4. 控除金額の計算

(注)「扶養親族」には年間の所得金額が48万円を超える方は含まれない。

‡	空除	の種	類	控除対象者	控 除 金	額
般		居親加		申告(申込)者本人を除く、同居(又は同居しようとする)親族	380,000円×	人= 円
控 除	イ技	養親加		遠隔地扶養親族(注)	200,000137	, 13
	ウネ	5人扶着	ទ 控除	(1)所得税法上の同一生計配偶者で年齢70歳以上の方	100,000円× ,	人= 円
				(2) 扶養親族(注) のうち年齢70歳以上の方		
	工特	定扶養	菱狴 除	妻を除く扶養親族(注)のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円× /	人= 円
				所得者本人及び扶養親族のうち		
				ア 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方		
1				イルに20 イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で2・3級		
特				1 精神障がい台床庭価値手帳の交換を受けている月で2・3級の方		
	才障	重がい 君	皆控除	ウ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で3級から6級の方	270,000円× ,	人= 円
				エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別障がい者控除の力		
				に該当しない方		
				オ 年齢65歳以上で障がいの程度がア及び工と同程度であるこ		
				との福祉事務所長の認定書を交付されている方		
別				所得者本人及び扶養親族のうち		
וכל				ア 心神喪失の常況にある方		
				イ 精神保健指定医などから重度の知的障がい者と判定された方		
				ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方		
				工 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1・2級の方		
				オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三	400,000円× /	人= 円
	力特	別障な	がい者	項症までの方		
控	Ź担	<u> </u>	除	カ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方		
1,-				キ 常に就床を要し複雑な介護を要する方		
				ク年齢65歳以上で障がいの程度がア・イ・オと同程度である		
				ことの福祉事務所長の認定書を交付されている方 下記のク「ひとり親」に当たらない方で、次の①~③のいずれに		
				も当てはまる方	 270,000円× /	人= 円
				① 合計所得金額が500万円以下であること。	70,000円へ 7	_
	丰舅	婦婦	控除	② 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方、	の場合は当該	
除				大と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方		
				③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		
				所得者本人又は同居者で現に婚姻していない方又は配偶者が生		
				死不明などの方で、次の①~③のいずれにも当てはまる方	350,000円× ,	人= 円
	クて	ح ١	り親	① 合計所得金額が500万円以下であること。	所得額が35万	ī円未満
				② 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいること。	しの場合は当該	所得額」
				③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		

年間総所得金額 (注1)10万円に満たない場合は当該合計金額 (注2)それぞれ10万円に満たない場合は当該合計金額



計算後の月額所得が次の入居収入基準に該当する方は、申込むことができます。

入居収入基準:月額所得 158,000円 ~ 487,000円 ※災害により住宅を失われた方は、別途ご相談ください。

申し込み(資格審査)に必要な書類について

申込書に必要事項を記入後、必要書類を添付し、倉敷市営住宅管理センターへ直接持参してください。なお、申し込みに必要な書類は、「1. 必ず提出していただく書類」及び「2. 入居する家族の状況などにより必要となる書類」がありますので、十分確認ください。

1. 必ず提出していただく書類

チェック欄	提出書類
	(ア)特定公共賃貸住宅入居申込書・・・・・・・・・・ 様式1
	・現在、居住している住居について記入してください。
	・入居予定者が別々に居住している場合、申込者の住居について記入してください。
	(イ)入居予定者全員の住民票(住民票記載事項証明書とは異なります!)
	・同居予定者を含む世帯全員の住民票が必要です。
	発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。
	・「世帯主の氏名及び続柄」の記載があるもの
	・外国人の方は「世帯主の氏名及び続柄」及び「国籍・地域」、「在留情報」「在留力
	ード番号」等の記載があるもの
	・婚約中の方、内縁関係にある方及び倉敷市パートナーシップ宣誓者の方は、双方の ## 今号のは日本 ## 1
	世帯全員の住民票を提出してください。
	• 倉敷市パートナーシップ宣誓者の方は、「倉敷市パートナーシップ宣誓受領証(カ
	ード)」が必要です。
	(ウ) 最新年度分の所得証明書 (市町村役場税務担当課で発行されたもの)
	・入居予定者全員。 <u>収入の有無にかかわらず必要</u>
	・倉敷市に転入して間がない方は、倉敷市で証明できないことがありますので、その
	場合は前住所の市町村役場で証明を受けてください。

2. 入居する家族の状況などにより必要となる書類

チェック欄	提出書類		
	(ア)現在所得のある方		
	給与支給証明書		
	・現在の勤務先で給与支給額の証明(直近の1年間分)を受けてください。		
	アルバイト、パート等で収入を得ている方も必要です。		
	・ 勤務期間が1年未満の場合は支給月から証明を受けてください。		
	・給与所得者が2人以上の場合は、全員の給与支給証明書が必要です。		
	収支計算書		
	・事業所得のある方は所得の状況をご自身で記入してください。(直近の 1 年間分) 退職証明書		
	・入居予定者の方の中で、所得証明書に収入の記載はあるが、現在退職して収入がな		
	くなった方がいる場合、勤務していた会社等で証明を受けてください。		
	年金額等がわかる書類		
	・最新の額改定通知書又は振込通知書等を持参してください。		
	・年金の受給は国民年金のほか、企業年金及び個人年金等を含みます。		
	(イ)1月から5月に申し込みをされる方		
	源泉徴収票		
	• 1月から 5月に資格審査を受けられる場合のみ提出してください。		
	(ウ)婚約中の方が申し込みをされる場合		
	誓約書		
	・婚約で申し込まれた方は、入居手続き時までに、入籍したことが証明できる戸籍謄本等を提出していただきます。		
	(工)次に該当する場合、戸籍謄本が必要となります。		
	①婚約中の方が申し込まれた場合		
	・婚約で申し込まれた方は、入籍したことが証明できる戸籍謄本等を提出し		
	てください。		
	②入居申込者又は同居の家族等(18歳以上)に配偶者がいない場合		
	・配偶者のいない入居申込者に子がいる場合、その子の戸籍謄本も必要です。		
	又、子の親権者が入居申込者と異なる場合、親権者の同意が必要となりま		
	す。		
	③申込者と入居家族の関係が住民票で確認できない場合。		
	④倉敷市パートナーシップ宣誓者は互いに配偶者がいないことを証明する、双		
	方の戸籍謄本を提出してください。		

チェック欄	提出書類		
	(才)特別控除対象者の方		
	特別控除対象となることを証明する書類		
	・身体障がい者手帳等を持参してください。		
	(カ)入居しないが、所得税法上扶養している親族がいる方(遠隔地扶養親族)		
	扶養親族がいることを証明する書類		
	・最新年度分の所得証明書、源泉徴収票、勤務先の証明等で、遠隔地扶養親族の氏名		
	が記載されているもの		
	(キ)事実上婚姻関係と同様の状況でお申し込みの場合(内縁関係)		
	1年以上同居していることを証明する書類		
	・お住まいの地域の民生委員さんに、証明書の記入をお願いしてください。		
	(ク) 倉敷市パートナーシップ宣誓制度により申し込まれた場合		
	倉敷市が宣誓書を受領したことを証明する書類		
	• 倉敷市パートナーシップ宣誓受領証(カード)		
	(ケ)里子の方が同居する場合		
	里親認定通知書		

抽選会及び抽選方法について

特定公共賃貸住宅への申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選において入居決定者を決定します。

優遇抽選について

次の世帯の方については、抽選時に優遇措置を実施しています。ただし、あくまでも抽選時の 優遇措置であり、入居を保証するものではありません。

なお、募集期間内に優遇抽選の該当要件を証明する書類の提出がなかった場合あるいは、書類 不備の場合は、優遇措置を受けられません。

【優遇抽選の該当要件及び該当要件を証明する書類】

	優遇抽選の該当要件	優遇抽選の該当要件を証明する書類
(1)	子育て世帯 18歳未満の同居する児童が3人以上 いる世帯	住民票、戸籍謄本等、該当理由を証明する書 類
(2)	ひとり親世帯 20歳未満の子を扶養しているひとり 親世帯(同居の親族に20歳以上の方で、 経常的収入を得る職業に就いている方が いる世帯を除きます)	戸籍謄本又は児童扶養手当受給者証の写し ※同居の親族に経常的収入を得る職業に就 いている20歳以上の方がいる場合、最新 の所得証明書が必要です。 ※未婚のひとり親世帯の場合、児童扶養手当 受給者証の写しが必要です。 ※親権を有しない場合、抽選後の資格審査時 において親権者の同意書が必要です。
(3)	老人世帯 申込者又は同居の親族に60歳以上の 方がいる世帯	住民票等
(4)	心身障がい者世帯 申込者又は同居の親族に、次の(ア)から(オ)に該当する方がいる世帯 ア精神障がい者保健福祉手帳の交付を 受け、その障がいの程度が1~2級に 該当する方がいる世帯 イ療育手帳の交付を受け、その障がいの 程度が A の方又は B のうち中度に該 当する方がいる世帯	ア 精神障害者保健福祉手帳 イ 療育手帳

	優遇抽選の該当要件	優遇抽選の該当要件を証明する書類
	ウ 申込者が戦傷病者手帳の交付を受け、	ウ 戦傷病者手帳
	障がい程度が恩給法の特別項症~第6	
	項症又は第1款症に該当する方がいる	
	世帯	
	エ 身体障がい者手帳の交付を受け、その	工 身体障害者手帳
(4)	程度が1~4級に該当する方がいる世	
	带	
	オ 障がい福祉サービス受給者証の交付	オ 障害福祉サービス受給者証
	を受け、難病患者等に該当する方がいる	
	世帯	
(5)	収入超過者世帯	倉敷市発行の各通知書等
	倉敷市営住宅に入居されている方で収	
	入超過者及び高額所得者に認定された世	
	带	

入居手続きについて

資格審査において、申し込み(入居)資格を満たす入居予定者の方には、入居決定通知書及び 入居手続きに関する資料を送付します。

- (1) 入居手続きでは、連絡先を記入した「請書」の提出及び敷金の納付を行っていただきます。入居者の親族で、岡山県内に居住している方が望ましく、関係のわかる書類(戸籍謄本等)が必要です。岡山県内に居住でない場合は、2人目も記入していただきます。
- (2) 敷金は、2ヶ月の家賃相当額となっており、入居手続きの際に納めていただきます。
- (3) 事情の変更等で、やむを得ず入居を辞退される方は、倉敷市営住宅管理センターまでご 連絡ください。

入居後の注意事項について

- 1. 特定公共賃貸住宅の家賃(以下、「家賃」)は、物価その他経済事情の変動及び特定公共賃貸住宅の改良等に伴い変更する場合があります。
- 2. 家賃は、毎月末日までにその月分を納付していただきます。なお、納付にあたっては、口 座振替をご利用ください。
- 3. 特定公共賃貸住宅では、家賃とは別に、共同施設の維持管理のための費用(共益費)が必要となります。**共益費の管理は入居者の方々で行うこととなります。**

- 4. 畳の表替え、襖の張り替え、破損ガラスの取替え、鍵の交換等の軽微な修繕及び、給水栓その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕、入居者の原因により修繕の必要が生じたものは、すべて入居者負担の原則により、入居者において責任をもって修繕していただきます。
- 5. 団地内では、犬、猫、鳥等の動物(ペット)を飼うことは禁止しています。

大、猫、鳥等(その他小動物も含む)の飼育は悪臭や騒音の原因となり、近隣の方に迷惑を掛けますので、<u>例外なく絶対に飼育しないでください。親族等から一時的に預かっている</u>ような場合も飼育と同様に一切認められません。

また、<u>野良犬、野良猫、鳩等にエサを与えないでください。</u>エサを与える行為は、飼育と 同様に近隣の方への迷惑行為となりますのでやめてください。

- ※入居前に、「犬、猫等のペットを飼育しないこと」及び「違反した場合は住宅の明渡しを 請求されても異議を申立てない」旨を誓約書にて誓約していただきます。
- 6. 次のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡し及び損害賠償を請求することになりますので 注意してください。
 - (1) 不正行為によって入居した場合
 - (2) 家賃を3ヶ月以上滞納した場合
 - (3) 当該特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に損傷した場合
 - (4) 正当な理由によらないで 15 日以上特定公共賃貸住宅を使用しない場合
 - (5) 倉敷市特定公共賃貸住宅条例第19条から第24条までの規定に違反した場合
 - (6) 暴力団員であることが判明した場合

7. 同居承認について

入居の際に同居を認められた方以外の親族等が同居される場合は、申請等の手続きが必要ですので、倉敷市営住宅管理センターまでご相談ください。

8. 異動の届出について

出生、死亡又は転出等により、同居の親族等に異動が生じた場合は、届出等の手続きが必要ですので、倉敷市営住宅管理センターまでご相談ください。

9. 入居の承継

特定公共賃貸住宅の名義人が死亡又は退去した場合、その死亡時又は退去時に当該名義人と同居していた方(届出があるもの)が引き続き当該特定公共賃貸住宅に希望される場合は、手続き等がありますので、倉敷市営住宅管理センターまでご相談ください。

入居後は、倉敷市特定公共賃貸住宅条例等を遵守し、円満な共同生活をしてください。